

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例  
制定について

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を地方活力向上地域内に設置した認定事業者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画 法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。
- (2) 特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。
- (3) 地方活力向上地域 法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。
- (4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項

の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者をいう。

(不均一課税)

第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（以下「特別償却設備」という。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）第62条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。

- (1) 初年度分 100分の0.14
- (2) 第2年度分 100分の0.35
- (3) 第3年度分 100分の0.70

(不均一課税の申請等)

第4条 前条の規定を受けようとする者は、特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）
- (2) 当該特別償却設備の名称及び土地の所在地、取得価額、取得年月日、事業の用に供した年月日並びに家屋又は構築物の構造及び延床面積
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、当該固定資産に対して不均一課税の適用をすることを決定し、当該申請書の提出をした者（以下「申請者」という。）に対してその旨を通知する。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において必要があると認

めるときは、当該申請書の内容について調査し、又は申請者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

(虚偽等の申請に対する措置)

第5条 前条第1項の期限内に正当な理由がなく申請書の提出をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して同項の申請書の提出をした者又は正当な理由がなく同条第3項の規定による調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第3条の規定は適用しない。

(条例の適用範囲)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、第3条に掲げる特別償却設備及び土地に係る固定資産税については、周南市市税条例の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。